

長崎県建設工事総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領

平成25年6月25日 25建企第199号

最終改正 平成27年3月17日 26建企第581号

1 目的

この要領は、公共工事の品質確保の担い手となる技術者の育成を図ることを目的として、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（担い手育成型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（担い手育成型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

2 適用範囲

この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 企業の技術力（施工計画、配置予定技術者の能力、企業の施工能力。以下同じ。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 技術者の育成に資することが妥当と認められる工事
- (3) その他、契約担任者が、総合評価落札方式（担い手育成型）に基づき執行することが妥当であると認める工事

3 学識経験を有する者の意見の聴取

契約担任者は、総合評価落札方式（担い手育成型）を行おうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 入札公告

契約担任者は、総合評価落札方式（担い手育成型）による入札を実施しようとするときは以下のとおりとする。

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の規定に基づき、ア～カを公告する。

ア 総合評価落札方式（担い手育成型）による旨

イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ 別紙「技術資料作成要領」に定められたすべての資料（以下、「技術資料」という。）を提出することとし、一部でも欠いたものの行った入札は無効となる旨。

オ 工事の施工時において要求する評価項目があり、その履行を誓約した場合（以下、「工事施工時履行項目」という。）で、履行が確認されない場合は、工事成績評定の減点対象とすることができること。

カ その他総合評価に関する事項

5 技術資料の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、技術資料を入札公告の日から起算して7日以内に持参又は

する。

なお、入札公告には、下記のとおり記載するものとする。

「本工事は、提出資料及び入札書等（総合評価落札方式（担い手育成型）に係る技術資料を除く。）の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象工事である。」

- (5) 電子要綱第21条第1項に規定する落札者決定通知書は紙により入札参加者に送付するものとする。
- (6) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に掲げる申請書を提出した者が、5（1）に規定する提出期限内に技術資料を提出しなかった場合は、申請書を取り下げたものとみなす。
- (7) 長崎県建設工事苦情処理手続要綱（平成15年6月20日付け15監第149号）別表事前審査型一般競争入札（試行含む）の競争参加資格がないと認められた者の苦情申立てができる期間中「7日（休日を除く。）」を「5日（休日を含む。）」に読み替えるものとする。
- (8) 長崎県建設工事苦情処理手続要綱第6条第1項中「7日（休日を除く。）」を「2日（休日を除く。）」に読み替えるものとする。ただし競争参加資格に対する苦情申立てに係る回答に限る。

10 入札の無効

技術資料を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があった者、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者のした入札は、無効とする。

11 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準

別添「総合評価落札方式（担い手育成型）落札者決定基準（標準例）」を参考に、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。

12 開札

入札執行者は、開札後直ちに落札者の仮決定を行い、開札結果を公表するものとする。ただし、談合情報があった場合又は入札結果に不自然さがあった場合又はくじ引きを実施する場合等落札者の仮決定を直に行うことができない場合を除く。

13 落札決定

- (1) 落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を配置予定技術者に係る通知書（様式第7号（担い手育成型試行要領13（1）関係））により行わなければならない。

落札仮決定者が上記期限内に通知を行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することができないものとみなす。

- (2) 落札決定は、契約担任者が落札仮決定の通知を行い、落札仮決定者が契約担任者に（1）の通知を行い、契約担任者が当該通知を受け付けた時に本決定となる。
- (3) 落札本決定日を諸要綱及び要領等における落札決定日とする。
- (4) 契約担任者は、落札仮決定者より配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合においては、（1）の規定を準用する。
- (5) （4）の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

19 施行期日

この要領は、平成25年 7月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 8月13日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

総合評価落札方式（担い手育成型）契約書約定事項

1. 「労務賃金の支払い」の条項は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。
2. 「下請け次数の制限」の条項は、評価項目に「下請け次数の制限」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

（労務賃金の支払い）

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

（下請け次数の制限）

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、請負次数を2次下請け（注：建築は3次下請け）までに制限しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。